九　保有個人データ

「保有個人データ」とは、事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去並びに第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、六箇月以内に消去（更新を除く。）することとなるものを除く。

（一）　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

（二）　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。

（三）　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

（四）　犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

十　公表

「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。

ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要があり、特に船員雇用管理情報は、機微に触れる情報を含むため、事業者は、自らの置かれた状況に応じ、使用船員等に内容が確実に伝わる媒体を選択する等の配慮を行うものとする。

十一　本人の知り得る状態

「本人の知り得る状態」とは、ウェブサイトへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。

本人の知り得る状態とするに当たっては、必ずしもウェブサイトへの掲載、事業所等の窓口等における掲示が継続的に行われることまでを要しないが、事業の性質及び船員雇用管理情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

十二　本人が容易に知り得る状態

「本人が容易に知り得る状態」とは、継続的な方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にもその手段においても簡単に知ることができる状態をいう。

個人データの第三者提供に際して本人が容易に知り得る状態とするに当たっては、事業の性質及び船員雇用管理情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。特に船員雇用管理情報は機微に触れる情報を含み、第三者に容易に提供しないことを前提に収集されている可能性が高い。このため、本人が定期的に閲覧すると想定されるウェブサイトへの継続的な掲載、事業所内において広く頒布されている刊行物における定期的な掲載等により、本人が確実に知り得ると想定される状態に置くものとする。

十三　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいう。

ただし、本人に通知するに当たっては、本人に内容が認識されるように事業の性質及び船員雇用管理情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

十四　個人データ又は保有個人データの提供

「個人データ又は保有個人データの提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態（閲覧可能な状態を含む。）に置くことをいう。

個人データ又は保有個人データが物理的に提供されない場合であっても、備付けやネットワーク等の利用により、第三者が利用できる場合においては、当該提供に該当する。

十五　本人の同意

「本人の同意」とは、本人が、個人情報取扱事業者の示す方法によって船員雇用管理情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

「本人の同意を得る」とは、本人の承諾の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいう。

事業者が本人の同意を得るに当たっては、事業の性質及び船員雇用管理情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要があり、当該本人に当該船員雇用管理情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該船員雇用管理情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましい。

また、第七の個人データの第三者提供に際しての本人の同意を得るに当たっては、可能な限り提供先である第三者を具体的に特定した上で、当該第三者提供の度に、本人の意思を確認することが望ましい。

なお、使用船員等が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人である等、船員雇用管理情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない等の場合は、親権者、法定代理人等から同意を得る必要がある。

十六　労働組合等

「労働組合等」とは、事業者に使用されている船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合を、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者をいう。

十七　委託

「委託」とは、個人情報取扱事業者が、個人データの取得、加工、編集等の取扱いの全部又は一部を他の者に行わせることをいう。また、委託を行う事業者を「委託元」と、委託を受ける者を「委託先」という。

十八　主務大臣

「主務大臣」とは、法第三十六条第一項第一号の定めるところにより、国土交通大臣及び事業所管大臣をいう。

第三　適用対象者の範囲

このガイドラインは、事業者を対象とする。

船員雇用管理情報を扱う者であって当該事業者に該当しない者についても、法第三条に規定する基本理念を踏まえ、このガイドラインに定める事項を遵守することが望ましい。

第四　船員雇用管理情報の利用目的に関する義務

一　利用目的の特定（法第十五条第一項関係）

（一）　事業者は、船員雇用管理情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を可能な限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、事業者において船員雇用管理情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましく、個別具体的な利用目的を詳細に列挙するまでの必要はないものの、抽象的であっても船員雇用管理情報の取扱いが利用目的の達成に必要な範囲内か否かを実際に判断できる程度に明確にするものとする。つまり、利用目的の達成に必要な範囲内か否かをめぐって、事業者と本人との間で争いとならない程度に明確にするものとし、当該争いの発生を未然に防止するためには、第十に定めるところにより、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。

（二）　船員雇用管理情報は、機微に触れる情報を含むとともに項目ごとに利用目的が異なることも想定されるため、可能な限り個人情報の項目ごとに利用目的を特定することが望ましい。

なお、あらかじめ船員雇用管理情報を第三者に提供することを予定している場合には、利用目的においてその旨を特定することが望ましい。